CORPORATE GOVERNANCE

2023 年 5 月 26 日 株式会社 W TOKYO 代表取締役 村上 範義

問合せ先: 経営戦略統括局 03-6419-7165

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。具体的には、株主に対する説明責任を果たすべく迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ってまいります。今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制の強化、充実に努め、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村上 範義	648,000	26.3%
株式会社ディー・エル・イー	430,000	17.4%
帝都インベストメンツ投資事業有限責任組合	252,000	10.2%
株式会社マイナビ	184,000	7.5%
株式会社ベクトル	150,000	6.1%
株式会社電通グループ	150,000	6.1%
株式会社トランザクション	150,000	6.1%
カルチュア・エンタテインメント株式会社	150,000	6.1%
片山 晃	138,000	5.6%
株式会社ジェイ・ストーム	81,600	3.3%

支配株主(親会社を除く)名	_
---------------	---

親会社名	_
親会社の上場取引所	_

補足説明

大株主の状況は、2023年5月26日現在の状況です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
决算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 5	支配株主との取引を行う	際におけ	る少数株主の	保護の方策に関す	「る指針
------	-------------	------	--------	----------	------

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人	1名
数	

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k
井上 北斗	他の会社の出身者											

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先 (d, e 及び f のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	役員		
井上 北斗	0		外資系証券会社における
			証券投資銀行部門におい
			て M&A 等の豊富な実務
			経験を有するとともに複
			数の事業会社において取
			締役を歴任しており、その
			豊富な知見を活かし独立
			的、客観的な立場から経営
			意思決定全般において意
			見をいただいております。
			なお、同氏は当社の主要株
			主、主要取引先等の出身者
			等ではなく、一般株主との
			間に利益相反が生じる恐
			れはないことから、独立役

CORPORATE GOVERNANCE

	員として適格であると判
	断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委	なし
員会の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・ 改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人	3名
数	

会社との関係(1)

	氏名	属性		会社との関係(※1)											
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	1	m
牧田	真由美	公認会計士													
並木	安生	公認会計士/税理士				Δ									
原口	侑子	弁護士													

- ※1 会社との関係についての選択項目
- ※2 本人が各項目に「過去」に該当している場合は「△」
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先(f、g 及び h のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	役員		
牧田 真由美	0		公認会計士として培われ
			た専門的な知識・経験、事
			業会社での常勤監査役と
			しての経験等を当社の監
			査に反映し、社外監査役と
			して職務を適切に遂行で
			きるものと判断し、社外監
			査役として選任しており
			ます。
			なお、同氏は当社の主要株
			主、主要な取引先等の出身
			者等ではなく、一般株主と
			の間に利益相反が生じる
			恐れはないことから、独立
			役員として適格であると
			判断しております。
並木 安生	0		公認会計士・税理士として
			培われた専門的な知識・経
			験等を当社の監査に反映
			し、当社の社外監査役とし
			て職務を適切に遂行でき
			るものと判断し、社外監査
			役として選任しておりま
			す。
			なお、同氏は当社の主要株
			主、主要な取引先等の出身

CORPORATE GOVERNANCE

		者等ではなく、一般株主と
		の間に利益相反が生じる
		恐れはないことから、独立
		役員として適格であると
		判断しております。
原口 侑子	0	 弁護士として培われた専
		門的な知識・経験等を当社
		の監査に反映し、当社の社
		外監査役として職務を適
		切に遂行できるものと判
		断し、社外監査役として選
		任しております。
		なお、同氏は当社の主要株
		主、主要な取引先等の出身
		者等ではなく、一般株主と
		の間に利益相反が生じる
		恐れはないことから、独立
		役員として適格であると
		判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
実施状況	

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役,社外取締役,社外監査役,従業員,その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対しては業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役 に対しては株主利益を意識した経営を行っていただくことを目的としております。また、監査役に対し

CORPORATE GOVERNANCE

ては株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について更なる意識喚起を行うことを目的と しております。その他の社外協力者に対して、当社の経営を支援していただくことを目的として付与し ております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任します。代表取締役は、株主総会 で承認された総額の範囲内で、社外取締役の答申及び監査役会による審議を得た上で決定しておりま す。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

独立した事務局は設置しておりませんが、必要に応じて経営戦略統括局が窓口となりサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役及び取締役会)

当社の取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定める事項の他、経営方針・経営戦略等経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名はいずれも社外監査役であります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

(経営会議)

CORPORATE GOVERNANCE

当社の経営会議は、常勤取締役及びオブザーバーとして常勤監査役が出席し、原則として毎週1回開催 しております。経営会議では、経営計画の達成及び当社業務の円滑な運営を図るため、経営上の重要な 事項、各プロジェクトの進捗状況、月次業績の予実分析に関する審議等を行っております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、リスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項は、四半期に1回開催される、代表取締役を委員長とする社内横断的なコンプライアンス委員会にて審議することとしております。コンプライアンス委員会は、取締役、各局長を委員に加え、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理及びコンプライアンスに関する報告及び対応検討の場と位置づけております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(内部監査)

内部監査については、独立した部署は設けておりませんが、「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた内部監査責任者及び内部監査担当者1名ずつが内部監査を実施することとしております。具体的には、執行役員である従業員(1名)、従業員(1名)が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社グループ全体を監査しております。

(会計監査人)

当社は、PwC 京都監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当を配置しており、さらに会計監査人による会計監査を行う体制となっております。これらの各組織が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送
の早期発送	に取り組んでまいります。
集中日を回避した	多数の株主の皆様にご出席頂くため、集中日を避けた日程で開催するよう努めて
株主総会の設定	まいります。
電磁的方法による	当社では、上場後の定時株主総会からインターネットによる議決権行使が可能と
議決権の行使	なるよう検討を進めております。
議決権電子行使プ	今後検討すべき事項と考えております。
ラットフォームへ	
の参加その他機関	
投資家の議決権行	
使環境向上に向け	
た取組み	
招集通知(要約)の英	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後必要性を勘案して検討していく予
文での提供	定であります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無			
ディスクロージャ	上場後は、当社のコーポレートサイト上にディスクロージ				
	ャーポリシーの掲載を計画しております。				
成・公表					
個人投資家向けに	上場後は、個人投資家向けの説明会を定期的に開催してい	あり			
定期的説明会を開	く事を予定しております。				
催					
アナリスト・機関投	上場後は、第2四半期決算及び通期の決算説明会を定期的	あり			
資家向けに定期的	に開催することに加え、機関投資家への訪問を計画してお				
説明会を実施	ります。				
海外投資家向けに	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を注視つつ検討	あり			
定期的説明会を開	してまいります。				
催					
IR 資料をホームペ	当社コーポレートサイトにて「IR情報」として、開示を				
ージ掲載	予定しております。				

CORPORATE GOVERNANCE

IR に関する部署(担	上場後は、経営戦略統括局を IR 活動担当部署とし、取締役
当者)の設置	CFO 兼経営戦略統括局長を IR 活動の推進責任者とする予
	定であります。
	適時開示体制については、経営戦略統括局を担当部署とし、
	取締役 CFO を責任者とする予定であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社は、適時開示規程に基づき、金融商品取引に関連する法令及び金融商品取引
ステークホルダー	所の諸規則を遵守し、当社の株主、投資家及びその他の利害関係者のすべてに対
の立場の尊重につ	して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信
いて規定	頼を向上させること、及び適正な評価に資することを定めております。
環境保全活動、CSR	現在は特に行っておりませんが、今後の課題としてまいります。
活動等の実施	
ステークホルダー	当社は、ステークホルダーに対して適正かつタイムリーな情報提供が重要である
に対する情報提供	と認識しており、当社コーポレートサイト及び決算説明会等を通じて積極的に情
に係る方針等の策	報提供を行ってまいります。
定	

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これに基づき、以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役及び使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・業務分掌等に基づき職務の執行を 行う

監査役は、取締役会等の重要会議に出席する等法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システム を適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力のうえ、監視し検証する。

- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役は職務の執行に係る情報を文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録に記載又は記録し、取締 役会議事録、株主総会議事録等を適切に保存、管理する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

CORPORATE GOVERNANCE

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、リスク管理規程に従い、当社の損失の危険を管理する。

(d) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び職務分掌規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂 の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行う。また、監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

- (f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制 取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。取締役及び使用 人は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- (g) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- (h) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役が経営戦略統括局の社員を任命し、担当社員が所属している 部署の内部統制監査については、代表取締役が別部署から任命し、相互チェックが可能な体制により、 財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体 制を構築している。

- (i) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、企業としての 社会的責任と公共的使命を果たし、信頼される公正で健全な企業の実現を目指し以下の基本方針を遵守 する。

- イ 取引先等については、取引開始前及び継続的に web (google、日経テレコン 21) 等を用いた調査 等による確認を行い、チェックする社内体制を採る。
- ロ 何らかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに経営戦略統括局に報告することとし、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談したうえで全社一体となり、組織全体で対応を行う。

CORPORATE GOVERNANCE

- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力に対する基本方針」について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営戦略統括局を統括管理部署とする。
- ハ 不当要求防止責任者を選定する。
- 二 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ホ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- へ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ト 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、企業としての 社会的責任と公共的使命を果たし、信頼される公正で健全な企業の実現を目指し以下の基本方針を遵守 する。

- イ 取引先等については、取引開始前及び継続的に web(google、日経テレコン 21)等を用いた調査等による確認を行い、チェックする社内体制を採る。
- ロ 何らかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに経営戦略統括局に報告することとし、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談したうえで全社一体となり、組織全体で対応を行う。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力に対する基本方針」について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営戦略統括局を統括管理部署とする。
- ハ 不当要求防止責任者を選定する。
- 二 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ホ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- へ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組 す。。
- ト 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士 等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

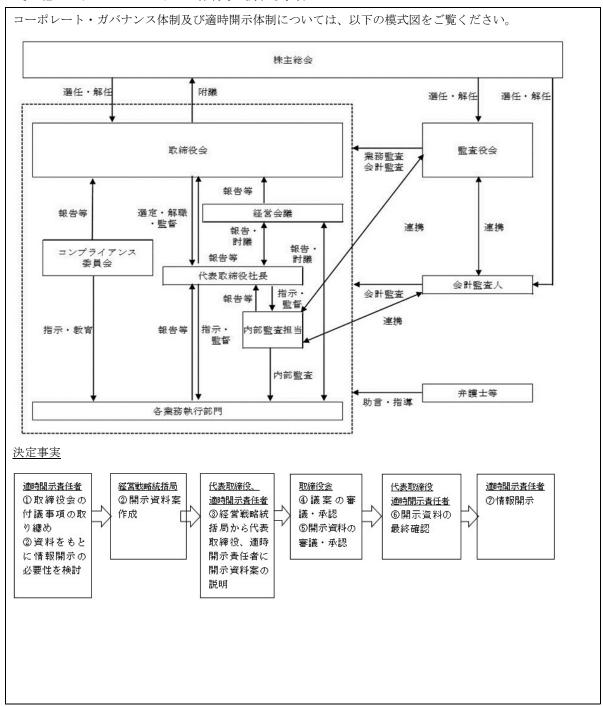
CORPORATE GOVERNANCE

Ⅴ. その他

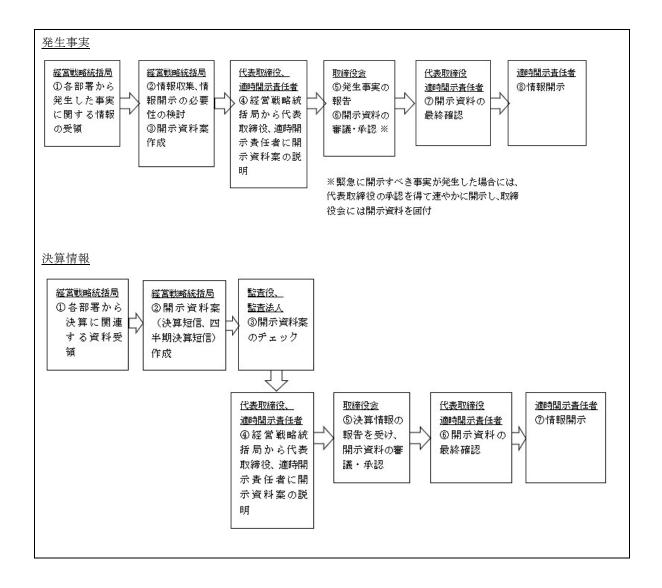
1. 買収防衛策導入の有無

	買収防衛策導入	なし		
i	該当項目に関する補足説明			
	該当事項はありません。			

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



CORPORATE GOVERNANCE



以上